



平成 30 年 5 月 14 日

各 位

上場会社名 江 崎 グ リ コ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 江崎 勝久
(コード番号：2206 東証第一部)
問合せ先 常務執行役員 株式IR担当 高橋 真一
(TEL 06-6130-6930)

事後交付型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、信託を通じた株式報酬の対象期間の満了に伴い、新たに事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（リストラクテッド・ストック・ユニット、以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 113 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除きます。）並びに当社と委任契約を締結している執行役員（以下「対象取締役等」といいます。）を対象に、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役等と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役等に対して譲渡制限付株式の付与のために報酬として金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）を支給することとなるため、本株主総会において本制度に係る報酬枠を設定することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、平成 27 年 6 月 24 日開催の第 110 回定時株主総会において、当社の取締役に年額 3 億 6,000 万円以内（うち社外取締役分 2,500 万円以内）とすることをご承認いただいております。また、同株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除きます。）並びに当社と委任契約を締結している執行役員（海外駐在者を除きます。）を対象に、連続する 3 事業年度ごとに合計 3 億円を上限とする信託を通じた株式報酬（使用人兼務取締役の使用人給分給与は含みません。）につきご承認いただいております。

なお、本制度の導入に伴い、現行の信託を通じた株式報酬制度を廃止することといたします。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役等の貢献度等を総合的に判断の上、当社株式を一定期間終了後に交付するタイプの株式報酬制度となります。

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役等に対して支給する金銭報酬債権の額は、年額1億5,000万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)といたします。各対象取締役等への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年2万7,000株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役等との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上